

奈良県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇八号
- 三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
奈良市宝来町九四一番一先から 奈良市尼辻北町三一一番二先ま で		前	後	一六・一 ） 一一五・六	九五二・〇	
				二一・五 ） 一一五・六	九五二・〇	